第22号(第22条、第25条、第29条、第56条、第70条、第82条、第82条の3関係)

講習修了証明書等再交付申請書 の再交付を次のとおり申請します。 年

年 月 日

鳥取県公安委員会殿

	本			籍												
申	住			所												
請	S	り	が	な												
人	氏			名												
	生	年	月	日			年	-	月		日					
	電	話	番	号												
申請の理由	※亡	※亡失、盗難又は滅失の状況を記載すること。														
証明書等	証	明 書	等番	等号	第		号		公安	委員	会					
	交	付4	年 月	日		年	月	日								
	受	講	等場	所												
	銃			種												

備考

- 1 講習修了証明書、技能検定合格証明書、技能講習修了証明書に係る申請をする場合は、本籍欄には記載を要しない。
- 2 教習資格認定証、練習資格認定証及びクロスボウ射撃資格認定証に係る申請 をする場合は、受講等場所欄には記載を要しない。
- 3 講習修了証明書、年少射撃資格講習修了証明書及びクロスボウ射撃資格認定 証に係る申請をする場合は、銃種欄には記載を要しない。
- 4 亡失、盗難、滅失その他の再交付を必要とすることを示す書類がある場合には添付すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。